

# ○転科取扱要領

〔平成8年3月21日〕  
第19回教授会

改正 平成13年4月18日

改正 平成27年3月18日

(趣旨)

**第1条** この要領は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第27条に規定する転科の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(転科の時期)

**第2条** 転科の時期は、原則として、年度の始めとする。

(志願の要件)

**第3条** 転科を志願することのできる者は、本学の1年次、2年次又は3年次に在学する者とする。

2 転科の志願は、転科しようとする学科（以下「転科先」という。）について1回に限りできるものとする。ただし、第5条第1項の選考手続が開始されなかったときは、この限りでない。

(転科の志願手続)

**第4条** 転科を志願する者は、転科願（様式第1号）を、転科しようとする年度の前年度の1月末日までに、学長に提出しなければならない。

(選考の手続)

**第5条** 前条の転科願が提出されたときは、学長は、転科先の欠員の状況等を勘案して、選考手続を開始するかどうかを決定し、志願者並びに転科先及び志願者が在籍する学科（以下「在籍学科」という。）の学科長に通知しなければならない。

2 学長は、前項の決定をするときは、あらかじめ転科先の学科長に当該学科の転科学生の受入れ体制（教員、施設、設備等）及び転科後の履修条件等について意見を聴かななければならない。

3 第1項により選考手続を開始すると決定した学生について、次の各号を総合的に判断し選考するものとする。ただし、第3号及び第4号は必要に応じて実施するものとする。

- (1) 面接
- (2) 入学時及び入学後の成績
- (3) 筆記試験
- (4) 実技試験

(選考委員会)

**第6条** 前条の選考を行うため、転科選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 転科先の学科長
- (2) 転科先の教授1名
- (3) 在籍学科の教授1名
- (4) 第1号から第3号までに定める以外の教授若干名
- (5) 学務委員会委員長

3 委員の任期は、前条第1項に規定する選考手続の開始の日から一連の手続が終了するまでの期間とし、前項第2号から第4号までの委員は、学長が任命する。

4 委員会に委員長を置き、第1項第5号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会は、前条第3項に規定する選考を行ったときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

(転科の許可)

**第7条** 前条の選考に合格した者について、学長は、教授会の意見を聴いて、転科先における年次、在学すべき年数及び取得すべき単位を決定のうえ、転科を許可する。

2 転科を許可すると決定したときは、学長は、転科許可書(様式第2号)により志願者に通知する。

3 転科を許可したときは、学長は、転科先及び在籍学科の学科長にその旨を通知する。

(所管委員会及び職務)

**第8条** 転科に係る事務(第5条第3項及び第6条第4項を除く。)は、学務委員会の所管とする。

付 則

この要領は、平成8年3月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

転 科 願			
年 月 日			
茨城県立医療大学長 殿			
所 属 学籍番号 住 所 氏 名	学 科    印		
保証人住所 保証人氏名			
印			
このたび、学則第27条の規定に基づき、下記により転科したいので、保証人連署のうえ申請いたします。			
記			
転科を希望する学科	学 科	転科時期	年 月
転科を希望する理由 (具体的に記載)	(ここに理由を記載する)		

教員記入欄

経 由	ク ラ ス 担 任	所 属 学 科 長
職・氏名・印	職名  氏名 印	職名  氏名 印

様式第2号（第7条関係）

転 科 許 可 書

所 属 学科

学籍番号

氏 名

上記の者, 年 月 日付け願いに基づき下記により転科を許可する。

記

- 1 転科を許可する学科 学科
- 2 転科を許可する年次 年次
- 3 転科の期日 年 月 日
- 4 在学すべき年数 年
- 5 修得すべき単位 単位

年 月 日

茨城県立医療大学長

印